

第3回条例検討専門委員会 議事録

日時：平成22年3月16日（火）19：30～21：00
場所：浦和コミュニティセンター第6集会室

次第

1. 開会
2. 議題
 - ・ 前回議事録の承認
 - ・ 条例について話し合う100人委員会について
 - ・ ヒアリングについて
3. その他
4. 閉会

配布資料

『第3回条例検討専門委員会』次第
第3回条例検討専門委員会座席表
第2回条例検討専門委員会 議事録（案）
障害者差別と思われる事例集（平成22年3月1日現在）
資料1 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例
（仮称）の個別論点（案）
資料2 条例について話し合う100人委員会実施要領
資料3 ヒアリング実施要領
参考 知的障害者向け条例学習会実施要領（案）

出席者（敬称略）

出席委員・・・斎藤委員、柴野委員、嶋垣委員、鈴木委員、玉井委員、野辺委員、
平野委員、増田委員、宗澤委員長、渡辺委員
事務局・・・岡村課長、吉野補佐、企画係担当

1 開会

（宗澤委員長）

それでは、「第3回条例検討専門委員会」を開催させていただきます。

2 議題

前回議事録の承認

（宗澤委員長）

それでは、次第に添いまして議事の進行をさせていただきたいと存じます。まず、前回の「第2回条例検討専門委員会議事録（案）」につきまして、委員会としての承認を求められておりますが、これにつきましては、今月上旬に本日の開催通知と合わせまして、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、特に修正等のご意見がなければ、議事録については、承認することにいたしますが、よろしいでしょうか。それでは承認いただきました。

条例について話し合う100人委員会について

（宗澤委員長）

それでは、議題の2「条例について話し合う100人委員会」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明させていただきます。それでは、お手元の資料1の「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の個別論点(案)をご覧ください。説明させていただきます。それでは、お手元の資料1の「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)の個別論点(案)」をご覧ください。現在のところ、市長の議会答弁から条例の方向性として、「障害者権利条約の方向性に沿った内容のものとする」ということと、「ノーマライゼーションの理念を市民一人ひとりに育む」という2点が示されております。これらを実現していくためには、地域で暮らし、日常の生活を営むことが、すべての人に、それぞれの人にふさわしく、当たり前、実現できることを実感できるような地域社会を形成することが必要であると考えております。したがって、大まかな論点といたしましては、まず、障害者の権利として、障害者が地域生活における権利の主体であることを具体的に明らかにすることが必要であると考えております。つぎに、差別をなくすことが必要であることは論を待たないわけですが、それでは差別とはどのようなものを指すのか、直接差別、間接差別、合理的配慮の欠如を含め、それぞれ定義していく必要があると考えております。したがって、差別の定義につきましても具体的に明らかにしていくべきと考えております。さらに、「虐待の禁止」として、国でも虐待防止法を制定する動きがありますが、市といたしましても障害者を取り巻く厳しい状況に対応していくため、行き届いた人権擁護システムを全市的に作っていくことも必要であると考えておりますので、論点として議論いただきたいと考えております。また、権利行使に必要な配慮、「暮らしの安心」として、現在、多方面から指摘されているところである、法制度の谷間とされる様々な課題に対し、市が執り得る対応策についても論点として議論いただくことになると考えております。さらに、「暮らしの豊かさ」という点においては、単に補助金を増額するだけでは実現できない問題であり、多くの御意見を伺うことになろうかと考えております。おおまかに、以上の論点をお示しさせていただいた上で、(4)条例の骨格になりますが、人権擁護、暮らしの安心を保障する具体的権利、暮らしの豊かさを作る具体的権利、そして、これらを実現するための行政、市民、市民と行政の協働する責任を明示していくことになろうかと思っております。(5)さいたま市の条例で対応しきれない課題として、当然出てくる問題ではありますが、サービスの拡充は「さいたま市障害者総合支援計画」等の市の各計画に工程表を作って対応することとし、同時に国が負うべき責任を明確にし、要望していくことが必要であると考えております。それでは、個別論点からみた条例制定までの流れ(案)をご覧ください。条例策定へ向けた議論の進め方として、専門委員会や100人委員会で何を論点として話すのかについては、まず議論の進め方を整理し、その段階に応じて論点が推移して行くことが必要であると考えております。第1期の条例策定の土台作りとあり、これは現在の段階を指しますが、100人委員会においては、(さいたま市における)障害者の生活実態、障害者の抱える差別事例を含む問題、当事者や市民の福祉ニーズ(要望)の発表、市民、当事者、関係者への問題提起、条例への期待・要望の表明などが考えられます。第2期に入りますと、条例のめざすもの、市の施策展開における条例の役割、障害、障害者のとらえ方、合理的配慮、差別、虐待をどうとらえるのか、市、市民、当事者の役割分担はどうあるべきか、条例として取り上げるべき個別的な政策課題は何か、その政策課題にどのように取り組むべきか、などについて議論いただきたいと考えております。第3期におきましては、条例の仕上げとして、個別課題に対する制度の在り方や窓口等の制度利用手続等の施策への提言や、条例の普及と定着、推進と見直し規定等の検討をおこないたいと考えております。以上が個別論点から見た100人委員会の流れでございます。最後のページをご覧ください。こちらに議論すべきと思われるテーマを段階ごとにあげさせていただいております。先ほども申し上げたとおり、現在は第1期にあたっており、当専門委員会においては、障害者の現状把握と課題の分析、条例策定にあたっての基盤の確立、条例の課題の設定として、差別事例の収集・分析や条例について話し合う100人委員会の設置、ヒアリングの実施にむけた協議を行っているところです。これらの条件が整った後、第2期に「条例について話し合う100人委員会」における、条例のめざすべきもの、障害、障害者の定義、合理的配慮、差別の定義、市や市民の役割分担等の議論を踏まえ、条例の枠組み作り、条例の軸となる規定の検討、個別的な政策課題と対応方針の設定を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、前回も提示させていただいていた、資料2「条例について話し合う100人委員会実施要領(案)」をご覧ください。現在、100人委員会の参加者については83名の申し込みがあります。内訳といたしましては肢体不自由者が12名、視覚障害者が4名、聴覚障害者が7名、知的障害者が2名、精神障害者が6名と31名の障害当事者が申し込まれています。そのほかの方々は、障害者の保護者やその介助者などの支援者といった構成となっており、ほとんどが当事者の方々となっております。次に、実施

会場及び日時につきましては、御覧のとおりとなっております。会場の予約状況等により、一箇所での開催が難しいこともあり、このような会場設定となっております。実際の運営方法についてですが、83名の応募がありましたので、ファシリテーターを8～9名お呼びして、各グループの進行役をお願いしたいと考えております。現在のところ、施策推進協議会委員及び専門委員を中心に個別にお願いしておりますが、さらに障害者生活支援センターの相談支援員にお願いしているところです。次に3ページに話し合いルール案として、司会者・ファシリテーターの呼びかけによって、話し始めること（発言の開始は、司会者・ファシリテーターの指名による）、一人当たりの発言時間は3分以内とする。但し、コミュニケーションに特別な支援を要する場合は5分以内とする。人が話しているときは、遮らず、最後まで聞く。

話し合いの相手を攻撃したりせず、意見として受け止める。少人数意見を大切にす。特定の個人や団体を誹謗・中傷するような発言はしない。みんなが発言しやすいような雰囲気づくりに努め、発言したい人みんなが発言できるよう配慮する。プライバシーにかかわる事項、デリケートな事柄に関する発言は、個人情報等に十分留意し、会の終了後、個人が特定される形での他言等は厳禁とする。と定め、参加者に周知し、ルールが守れない方へは退場していただく等の対応を行うこととしたいと考えております。条例について話し合う100人委員会については以上でございます。よろしくお願いたします。

（宗澤委員長）

ただ今の説明、資料1「条例の個別論点」、資料2「100人委員会の実施要領」に関しまして、意見を伺いたい。

（鈴木委員）

資料1の精神障害のところですが、説明していただいて、ご返事によっては補足したい。

（事務局）

たしかに、全くないわけではございません。ただし、精神障害者への支援は他の障害に比べると少ないという認識です。

（鈴木委員）

本人が納得しない入院も精神障害の場合もありうるし、個室においても、拘束されることが認められている。しかし、それに対しては不服を申し立てることができ、退院要求があればできる。委員会が出向いて、本人と面接することができるわけで、現行法で対応できるものがないと言われるとおかしいと思うが。

（宗澤委員長）

医療については精神障害者に対する手立てはあろうと思いますが、知的障害者に認められているような、職権に基づく保護と措置は精神障害の領域にない。そういう意味で精神科医療との関係を除き、暮らしの領域では、他の障害と比べると心もとないという理解であると思います。そのような形でご承知おきいただきたい。

（増田委員）

第1期、第2期、第3期とありますが、おおよそのタイムスケジュールは想定されているのか。

（事務局）

いつまでにこれをしなければいけないという形では考えておりません。

（宗澤委員長）

考え方としては、事務局からご報告あったとおりだと思いますが、目安としての期待や希望などはないか。

（事務局）

土台作りということで、専門委員会で検討いただいているが、100人委員会でつめていくなかで、6、7月頃の中間の経過をみながら決めていきたいと考えております。

(宗澤委員長)

具体的に考えていくという方針で臨むということで理解しておきたいと思う。

(野辺委員)

100人委員会に83名の申込みがあるということですが、10回の100人委員会に委員としてずっと継続して委員会に出て、条例制定に向けて話を深めていくという形になるのか。途中でご都合が悪くなって抜けられる方もいるかもしれない。あるいは、今段階では条例をつくっていることは知らなくて、5月頃に知った場合も、後から参加できるような柔軟な対応をしていくわけですよね。やっぱり同じメンバーで議論を積み重ねていくということになるのか。

(宗澤委員長)

そのあたりのご意見についてどうか。

(野辺委員)

最初の100人委員会がどんな形になるかは予測がつかず、ファシリテーターを務めるが不安もある。発表は、意見をまとめて発表というかたちになるが、3月30日に始めて顔を出した人が、発表という形になるのか。「発言」でいいのではないか。

(宗澤委員長)

初回については、どんな会議でも必ず思い通りになるわけではない。そういうのは、本来、民主的な会議ではなく、シナリオが予めできあがっているところで開かれたもの以外にあり得ない。当日、自由に語っていただくことの中で、これを目指して進んでいこうというかたちになると思う。

(野辺委員)

私もそれを望んでいる。

(柴野委員)

提案というかアイデアだが、発言をした上でニーズを探るのは第一段階だともうが、医療、福祉、教育、労働では様々な考えがあり、このテーマだったら話せる、このテーマだったらわからないというものもあると思う。障害の内容によっても、抱えている課題は違う。最初のうちはニーズを聞くので良いと思うが、だんだんと次回はこのテーマについて話そう。というようにしてもよいのではないか。どうぞ、このメンバーでお話をしたい人はどうぞ。という形でオープンにしてもよいのでは。そこにおける課題認識を持っている人が集まってやったらよいのでは。柔軟に。テーマ毎、障害種別毎に考えるようにしてもよいのでは。

(宗澤委員長)

柴野委員の意見に賛成である。就労、医療、教育など特定の関心があるテーマ毎に分けて考える。場合によってはライフステージ毎、若い障害のある人、高齢期の障害のある人、障害のあるご夫婦が子育てをしている場合もあると思う。展開に応じた組み方であろうかと思う。もう一つ、この事柄に関心のある人、もっと集めていこうということで、条例づくりの広い意味でミニ集会を考えてきた。100人委員会の拡大100人委員会のようなものを、1回の色々な地域でこういうテーマで話し合います、というかたちで多くの障害のある方に集まっていただいて話すという手立ては講じていくべきであろうと考えている。テーマ別、ライフステージ別にグルーピングする可能性を展開に応じて工夫していくことにより、資料2の開催日時及び場所に書かれた以外においても開催する必要があるだろうと思う。

(斎藤委員)

野辺委員に重ねてですが、100人委員会に10回通して出ていくというのは非現実的である。一つは精神障害の方で夜は厳しい方もいる。ずっと出ることがやらなければいけないことだとすると、昼しか駄目、夜じゃないと、という人もいる。場所もいろいろ。場所によっては行くのは大変な方もいらっしゃる。ということで、個別論点の進め方は形としてはきれいだが、その都度その都度シフトはあっても、繰り返し

の部分があっても受け入れて、まとめながら進めていくというようなイメージをつくっておいたほうが参加しやすいのではないか。

(宗澤委員長)

今日まだ、参考資料という形でしか出すことはできなかったが、条例といっても、100人委員会といってもには理解することは難しいという方に対して、主催は障害福祉課が中心となって、4、5月に知的障害者向け条例学習会実施を考えている。これを受けて参加したいと考える方が出てきても良いと考えている。精神障害で波があって、例えば、知的障害者の、できればグループの議論に基づいた発言を100人委員会に持ってきてもらう。それもなお、かなわない場合は、ヒアリングをおでかけ100人委員会のようなイメージを持たせてうかがうという手立てを考えることができる。ただし、100人委員会の目的としては、さまざまな障害のある方と議論を共有することであり、それが大事なことであろうと考えている。

(増田委員)

実際にどういう風に話し合いをするかは詳しく書いているが、終わった後、どのようにグループの議論を記録にとどめて、現状把握に持っていくのかと思うと、事務局の作業量は膨大だと思う。誰がどのように考えていくのかちょっと心配である。この間、教育委員会の人権教育推進室の関係のイベントをやってきたが、その中でも条例づくりのことはほとんど知られていなかった。100人委員会でも当事者と関係者がほとんど。シンポジウムと同じように関係者だけになりはしないか。周知の仕方でも工夫が必要。自分自身でもこの10回を出すのは不可能。同じメンバーが出られる保障もないので、どうやっていけばよいか。そこも含めて検討していただきたい。

(宗澤委員長)

1回毎の各100人委員会の内容とまとめはとても大事。当日の記録をちゃんととるということと、それを速やかに、第1回はこういう内容でした、こういう課題ができました、とまとめられるもの、今後の議論にゆだねられるべきものというように事務局で整理をしていく。1回毎にやらなければならないわけですから、そういう実務がやれる体制があることも含めて、先日、障害福祉課の人員の加配について市長にお願いしてきた。それは事務局に責任を持ってもらいたい。ここにファシリテーターとして記されている方や、障害者生活支援センターの相談支援員は100人委員会の日に緊急のケースがあれば動けない。各回でまとめ上げたものを速やかに整理し、ファシリテーターの方にお渡しすることにより、第2回は出られたけれど、第3回は出られなかったという時に、出られなかった会をふまえて次に進めるような体制を整えていくべきである。

(増田委員)

市民への周知ということで。HPだけでは限界がある。

(事務局)

現在、浸透ということでは限界がある。次に考えているところでは、市報などで特集を組むといったことを検討しています。実際、市民の方が参加していないではないかということではありますが、ミニ集会では市長の参加を予定しており、市長が自ら広報して回ることにより、一般市民に周知していただくということを考えています。100人委員会については記者発表を行う。そういったパブリシティを活用したいと考えています。現段階では以上です。

(宗澤委員長)

ご提案があれば伺いたい。

(増田委員)

シンポジウムのようなチラシをリニューアルしていただき、そういう資料が常に手元にあるといい。

(事務局)

その件につきましては、来年度は啓発用の予算を用意している。タイミングをみて、チラシ等を作成し、配布して参りたいと考えています。

(宗澤委員長)

当初、千葉県条例づくりの場合には、条例づくりの委員会のニュースを出していた。当初、紙媒体のものを出していく予算がないとかがあった。それなら、市のHPにリンクを貼ってほしいということで、条例制定WEBを立ち上げた。なかなかそれが訴える力を持っていないというわけで、特に障害のある方との領域では、顔を合わせながら口コミで広めていくことが大事である。事務局から発言頂いた、来年度は予算が使えるという話を手がかりに、何かご提案のあった常に新しい状況を市民に訴えていけるような紙媒体の資料を提供していけるようにしたい。

(嶋垣委員)

2つあるが、今の周知の件でいえば、やはり行政と一部の人たちでは限界がある。あまりネガティブではない部分で、視覚障害者にとっては、活字媒体はあまり役に立たない。テレビやラジオなどの放送が役立つと思うが、地元のテレビ局などは協力していただけないのか。

(事務局)

テレビとラジオにおいては放送と報道がある。テレビ局からの取材はいまのところない。テレビ埼玉は市の広報枠もあるので、企画を持ち込むことはできると考えております。ラジオは有力な媒体であるので、そういった部分に、ある程度の形が整った時点で広報活動をしたいと考えております。

(嶋垣委員)

ぜひお願いしたい。特にNHKのラジオなんかは意外と聞いている人は多い。そんなにテレビは見ないが、世界初、日本初とかにマスコミは飛びつきやすい。政令指定都市で初めてだということだとびつきやすいのではないかと。もう一つ、100人委員会の予定をいただいたが、あんまり固定した方が数を重ねるのは逆の面ではどうか。ある程度、毎回100人、10回やることで1000人になる。毎回同じメンバーというのはどうなのか。やってみてからというかたちで考えようということか。

(宗澤委員長)

無条件で参加いただくというのはいいことだと考えている。限定された領域の意見にならないかというご指摘については、紙媒体にまとめていくが、これまで差別事例の収集という形でご意見を広くいただいている。今後、100人委員会の各回も公開したうえで、WEBサイトにも載せていく予定である。

(嶋垣委員)

100人委員会の時間の共有だけでなく、前後のところでも意見を言えるような、そういうことを考えていく必要もあるのではないかと。

(宗澤委員長)

100人委員会が議論のコアをつくっていく。それにいろんな意見、立場の意見を付け加えて条例をより豊かにしていくのは当然であり、チャンネルを閉ざす理由もないと考えている。

(野辺委員)

グループ分けをすることだが、1回目は83名全員が参加するとして、どういう風にグループをつくるのか。

(事務局)

1回目は、障害種別毎ではなく、まんべんなく各グループに入ってもらっていただくことで、お互いのことを知っていただくような形で考えています。

(野辺委員)

時間に追われて事務的に終わるほうが怖い。最初の100人委員会は緩やかな顔合わせという風を持っていく必要はないか。

(事務局)

あくまでこの時間は目安。今回につきましては、結論を出すことが目的ではないので、まずは制約される条件の中で、どうすればみなさんの意見に着目することができるかどうかを考え、グループ討議という形にさせていただきました。10人が一人のファシリテーターに対して意見を表明し、班毎の内容を全体で発表し合うことで、100人の意見を知ることができる。こういうようなことを目指してつくったものであり、このときまでに結論を出すというような窮屈な中で出すことが目的ではなく、みなさんの意見を聞ける状態にするためにこのような形にしました。

(宗澤委員長)

当日の流れの中で、時間を記しているのは、学校でも役所でもそういうところが関与している企画だと挨拶がダラダラと長くなってしまふことは珍しくない。100人委員会は参画いただいた方に議論していただくというのがメインであり、その目安を時間配分で記している。司会挨拶は2分でも6分でもよい。時間配分で最もウエイトをめているのは、参加者による議論だということを示す必要があると考えたからである。

ヒアリングについて

(宗澤委員長)

つづきまして、議題の3「ヒアリング」について事務局から説明をお願いします。

(吉野補佐)

それでは、説明させていただきます。お手元の資料の「ヒアリング実施要領」をご覧ください。説明させていただきます。それでは、お手元の資料3の「ノーマライゼーション条例(仮称)ヒアリング実施要領(案)」をご覧ください。まず、差別と思われる事例を参考に抽出した関係団体へのヒアリングとして現状把握を中心としながら、差別解消、権利保障に向けた課題を明らかにする、課題を自覚し、前向きに取り組んでいる事例などをヒアリングし、今後の方向性を明らかにする、障害者差別の克服にむけて今後考える上で、現状の抱えている障壁、困難及び、悩み等を明らかにする、関係団体、市民の条例についての課題認識の共有を深める、条例制定後も恒常的に協議を行いながら、連携をとっていくための布石とすることを目的におこないたいと考えております。また、ある程度の時期を見て、当事者にもヒアリングをし、当事者における意見の広がりを確かめて参りたいと考えております。次に、ヒアリングの実施に当たっては対象者に条例づくり、取り組みについて説明し、この条例が、差別解消、権利保障に資する目的を持つものであり、「障害者差別と思われる事例」をもとに、一つひとつの事例に対する責任追及していくものではないとの共通理解の下、まずは参考意見として、抱えている問題意識、課題認識、現状の困難等についてお伺いするかたちで実施したいと考えております。次に裏面を御覧ください。寄せられた差別事例を元に、行政や交通など分類ごとに課題を整理し、対象者を選定したものでございます。行政及び教育の分野が多くありますので、こちらは事務局で事例について改善課題などを照会させていただき、その後、ヒアリングを実施する課所を整理させていただければと存じます。なお、医療につきましては、今後、市内の4つの医師会と実施方法などもあわせて相談させていただきたいと考えております。資料の表に戻っていただいて、ヒアリング時期の案といたしましては、御覧のとおりです。あくまで、案ですので、先方と調整させていただいて、今月中には確定した日程及び場所を皆様にお示しさせていただきたいと考えております。ヒアリングの実施は基本的に当日出席可能な専門委員の方をお願いしたいと考えております。なお、行政及び教育関係については、先ほども申し上げましたが、全課所に照会し、回答状況を踏まえた上で、改めて機会を設定することとさせていただきたいと存じます。以上でございます。

(宗澤委員長)

このヒアリングは、当事者の意見として100人委員会にリンクしていくということでご了解いただけれ

ばと思う。

(宗澤委員長)

それでは、裏面のヒアリング対象先も含めてご意見いただければと思います。

(斎藤委員)

福祉サービスに障がい者施設連絡会とあるが、最大の施設を有しているのは事業団なので、入れていただきたい。また、居宅支援の事業者さんで何もないのは、大変密接なかかわりがあると思うので、入れていただきたい。

(宗澤委員長)

居宅介護の事業者については、さいたま市で業界団体としてまとまっているのか。

(事務局) 吉野補佐

団体はありません。

(宗澤委員長)

居宅支援系の事業者については、地域生活ベースのことを考えていくので、何らかの方法で必ず加えたいと思う。

(野辺委員)

情報のヒアリング先が消防局、さいたま市の中でも街づくりNPOで、災害時に障害をおもちのかたが困難に直面したところから、活動している市民がある。市民サイドの視点からどういう風に情報保障をしているかヒアリングをしてもよいのではないか。

(事務局)

さいたま市では防災コーディネーター、ボランティアを組織しており自治会もある。消防局だけでなく、消防団などもあるので、それらを対象に加えさせていただきたいと思います。

(嶋垣委員)

数が相当ピックアップされている。正直、大変だと思うが、どのくらいのタイムスパンで行う予定か。アポイント取れました。来週です。というかんじなのか、6、7月に集中的にやるのか。その辺はどういうお考えか。

(事務局)

協会の方をお招きしてまとまった形で順次開きたいと考えています。

(嶋垣委員)

ユニットごとという形である程度集約してやるということか。ヒアリングは専門委員の方が主体でうかがうのか。推進協議会、100人委員会の方とかはどう参加するのか。

(事務局)

ヒアリングは非公開ということで、専門委員会が行います。

(嶋垣委員)

障害当事者は僕だけ。しかも、他の障害についてはわからない。障害当事者も増やしてほしい。

(宗澤委員長)

条例検討専門委員会に当事者性ということに軸足を置いてお願いはしていない。ヒアリングという場合に、相手の都合もあるので、インテンシブなヒアリングをせざるを得ない。したがって、ヒアリングに臨む前

に、さまざまな障害の状態像を念頭に置いた、さまざまな障害当事者の声を集約した上で、インテンシブなヒアリングをするしかないと考えている。

(嶋垣委員)

事前に参加者にこういうお話をしましたという話をした上でうかがうのか。

(宗澤委員長)

ヒアリングの中で現状把握が進んでいく部分があると思うので、ヒアリングでお伺いするには、相手側の準備もあると思うので、提示することは必要かと思う。

(嶋垣委員)

アクセシビリティということだと、他の障害当事者がどういうところで大変なのかわからないということが自分自身で不安である。

(増田委員)

当事者のヒアリングは別途と書いてあるが、当事者の声は100人委員会が出るであろうと想定しているが、なかなか声を出せない人のもとへ行くというタイミングはいつになるのか。提示いただいたところが先という印象があるのですが、本当は声を出しにくい人のところへ先に行ったほうがいいのか。日中、小規模、デイケアによって与えられている課題が違う。施設連絡会で1回聞けば良いということではない。聞き方の工夫や数回に分けて課題を整理するということがないと実態がつかめれないと思う。

(鈴木委員)

医療関係、救急隊の問題もある。精神障害、警察の問題もある。交通の問題もある。救急隊と警察はないとまずい。できれば刑務所も。

(宗澤委員長)

警察、刑務所は柴野さんにご活躍いただかないと。

(鈴木委員)

障害者の方は、逮捕された時に服薬できないなどの問題がある。

(柴野委員)

警察では拘置所ではだめ。処遇の問題にかかわることはまさにあるとおも。権利擁護の問題ではあるが、条例とのかかわりでどこまでやるのか。まさに、障害が故に誤解を招く刑事手続きもある。ただし、ヒアリングの対象とするなら、市の条例とのかかわりの部分のみになると思う。

(玉井委員)

就学指導委員会が就学支援委員会に変わったので変えていただければ。特別支援教育のネットワークおよび課題や潤いファイルについては担当が課題や活用状況を話せる。特別支援教育のネットワーク、教育、保健、福祉、医療、各機関が集まって連携協議会を立ち上げ、通常の学級に在籍する障害のある子ども達に支援を行っている。指導2課については、どちらかという個へのアプローチよりも学校に支援をして、適切な対応をとるように指導する形が多い。したがって、市だけでなく、県立の特別支援学校の校長やコーディネーターも入っているので、できれば、指導2課よりも特別支援教育連携協議会に聞いていただければと思う。

(斎藤委員)

就労だと、障害者は中小企業が多い。雇用も多いと思うが、苦労されていると思うので、就労支援を入れたほうが良いのではないかと。

(事務局)

経営者協会や商工会議所、青年会議所を考えている。

(渡辺委員)

特例子会社は入らないのか。

(事務局)

個別具体的なところに入る前に、まずは団体にヒアリングをしたいと考えています。

(斎藤委員)

中小企業同友会さんがあると思うが。

(宗澤委員長)

斎藤さんのご提案を積極的に受け止め、中小企業にヒアリングをするというのは実現したいと思う。事務局にもお願いだが、ヒアリングの回数、100人委員会のファシリテーターということは、通常の仕事と別枠で行っていくので、できる限り見通しを持ってわれわれが取り組めるようなスケジュール確保をできるだけ努めていただきたい。これで100人委員会とヒアリングという条例づくりに必要な大きな手順について、前回よりもかなり具体的な内容も含めてご意見をいただいた。全体として気になった点、ご意見等あれば受けたい。

(斎藤委員)

100人委員会で話し合いのルール案がある。表現方法を工夫してもよいのでは。100人委員会に出た時に、窮屈な印象がある。

(宗澤委員長)

このルールというのは議論を行う上で形式的な議論を行う上で定めている。当日の流れ、条例の目的と議題の説明、100人委員会を設けている理由の中で、みなさんのお悩みになっていること、を遠慮なくだしていただきたい。それが条例をつくるもとになる。議論を一緒にだしていく上で、一人ずつ意見を言ってくださいなど、形式上の項目を盛り込んだものである。

(野辺委員)

ファシリテーターという言葉は知っている人は知っていると思うが、会議に慣れた人のセンスで言葉を使うのはどうか。当日、説明したほうが良い。

(増田委員)

18時にスタートする前に、事前に進行役が集まってもらい、こういうところは大事にしていきましょう、ということをやったほうがよい。ゆとりがある時は、参加者と一緒にルールはつくるのですが。

(宗澤委員長)

さまざまなご提案、ご意見があったが、全部、受け止めて反映していきたい。

(斎藤委員)

これから、100人委員会が始まるが、そこから積み上げていくには記録のまとめ方が重要である。エッセンスをわかりやすく、短くということがないと、理解のない人は難しい。議事録だけでパッと見てもわかりづらいので、できる限り要約版。平易な言葉づかいをしたほうが良いと思う。

(事務局)

記録について、確認させていただきたい。100人の意見をそれぞれ聞きたいというのはわかりますが、それを実際行うのは難しいので、全体で発表される部分について取り上げることにより担保させていただきたいと思います。その上で全体発表の部分は事務局でしっかりやらせていただきたいと考えております。

各書記については、書記の方を配置してやっていくという形になると思いますが、全体発表の部分で出てきた意見を100人委員会の意見として取り扱うという形を考えています。

(柴野委員)

書記はだれがやるのか。

(事務局)

グループ毎から出していただくという形で担保させていただきたいと思います。

(宗澤委員長)

斎藤さんのご提案は、すべての人にとって、各回の100人委員会で話された内容が分かりやすくまとめられるということであった。ここには具体的には3つのことがある。1つは、ルビさえふれば、知的障害のある方に分かるようになっているわけではない。知的障害のある人にわかりやすい表現をとったまとめをつくるしかない。それと、一般的な意味で分かりやすくまとめられている。もう一つは、朗読テープのバージョンのものを作っておかなければならない。その媒体と表現の仕方をクロスされたものが用意されなければならない。

(斎藤委員)

情報を共有していく上での合理的配慮だと思うので、実現していく必要がある。

(柴野委員)

こういう議論がされました。平易版として、こういう議論がされました。というのが合理的配慮であると考えている。

(事務局)

了解した。

3 その他

庁内検討会報告

(事務局)

平成22年3月10日におこなった、庁内検討会の報告をさせていただきます。障害者総合支援計画に掲載している26課の課長、担当者を集め、第1回を開催しました。条例づくりがはじまったことの周知、これまでの経過と今後の説明。障害者権利条約、北海道・千葉の条例の説明、障害者差別と思われる事例を配布し、制度を見直してもらう必要があるということも。障害についての考え方、障害者権利条約にも示されている合理的配慮の欠如も差別に含まれるという説明もさせていただきました。議会の日程の調整もあり、最初の会議の開催がかなり遅れてしまった。年度が替わると、組織改編や人事異動もあるため、改めて開かせていただきたいと思います。

(宗澤委員長)

4月の組織改編は大幅なものだと聞いている。4月になったら改めて会を持ち、庁内全体の意思統一を図っていただきたい。

(宗澤委員長)

学習会についても説明いただけますか。

学習会について

(事務局)

知的障害者の方にも学習する機会を設けたいと考えております。日程は4月23日、5月22日を予定しております。講師は宗澤委員長か専門委員及び障害者総合支援センターの講座担当とプログラムをつくり、進めていきたいと考えております。広報は団体等を通じておこなっていききたいので、皆様におかれまして

も、周知へのご協力をお願いしたいと思います。

(宗澤委員長)

私から補足させてもらおうと、障害者施策推進協議会のワーキンググループにおいて、浅輪委員からご提案があり、急ぎよ、開催に向けて検討をお願いした。主催を障害者総合支援センターにした場合、市報に載せなければならない。そのため、主催を障害福祉課にし、実際には山本所長にご協力をいただき、プログラム、講座をつくっていききたい。いろんな意味でお知恵を拝借してつくっていききたいと考えているので、関係各団体にはご協力をおねがいしたい。100人委員会の参加を促進するというのも一つあるが、広い意味で条例づくりに参画をしていただくことを考えている。今回の条例とは何か、条例で何を指すのか、そこに知的障害のある方も参加していただくことを促していききたいと考えている。100人委員会のところで説明したように、これを契機に100人委員会に参加いただくことについては、何の支障もなくお迎えしたい。相当広範囲な方にむけて開かれていると考えている。

(平野委員)

2つあるが、1つは広報のこと。市民からこの問題を考えた時に関心があるか。もう一つは何をやっているか見えているか。100人委員会ではこの人たちにはスピーカーになってもらいたい。そういう役割をお願いしたい。100人委員会では、こんなことやったんだよ。こんなこと言ったんだよ。言ってみてしゃべってみない?ということを書いてもらえるとというのが草の根広報。そういう役割を担っていただく。行ってよかった。ということを持ち帰れるのがポイント。もう1点ヒアリングやったことは、どうやってこの専門委員会に持ち帰れるか。いろいろ聞いたことをどうやって条例にするのか。このプロセスを次に考えていかななくてはならない。それは次に議論として考えていかなければならないと思う。

(宗澤委員長)

当面は、100人委員会の第1回をうまく滑らせられるように集中していききたい。当日のファシリテーターには早めにお集まりいただき、大事にしたいことを共有し、つくっていききたい。その上で、それをどのように条例に繋げていくか。それが次のテーマだと思うので、100人委員会の動きを見据えながらやっていききたいと考えている。

4 閉会

(事務局)

次回以降の日程についてですが、4月20日火曜日、19時から、場所を変えまして、障害者総合支援センター2階研修室で行います。また、次回の第4回条例検討専門委員会では、「第1回条例について話し合う100人委員会」の報告等を踏まえ、委員会において表出した課題について議論をいただきたいと思います。

(宗澤委員長)

それでは、以上をもちまして、「第3回条例検討専門委員会」を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。